

## 主 文

被告人を罰金30万円に処する。

その罰金を完納することができないときは、金5000円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

## 理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、株式会社A（当時。以下、単に「A」という。）において、環境整備推進委員と称する役職に就き、各店舗の店舗環境の向上等の任務を担当していた者であるが、AB店の店舗環境の向上に資すると考えて、同店店長（当時）C及び同店従業員（当時）Dと共謀の上、令和4年10月12日午後0時9分頃から同日午後1時15分頃までの間に、川崎市a区b町c番d号先のAB店前歩道において、前記Dが、同所の植樹帯に植栽されていた、同市が所有するオオムラサキツツジ6本を、のこぎりを用いて切断し（損害額11万円）、もって他人の物を損壊した。

【証拠の標目 省略】

(事実認定の補足説明)

### 第1 争点

「(罪となるべき事実)」において、共犯とされている者らが、判示の日時・場所において判示のオオムラサキツツジ6本を切断した事実には争いはなく、関係各証拠により認定できる。本件の争点は、前記の切断行為について、被告人に故意及び共謀が認められるか否かである。

### 第2 検討

#### 1 前提となる事実

以下の事実については当事者間に争いがなく、関係各証拠により容易に認められる。

- (1) Aの従業員であった被告人は、令和4年9月16日、同社において新設され

た環境整備推進委員に任命され、以後、同社において環境整備点検と呼ばれていた、各店舗の店舗運営の状況や清掃ができていないか等について点検する業務等を担当していた。

(2) 被告人は、令和4年9月21日、AB店（以下、単に「B店」という。）に臨店し、環境整備点検（以下、この日の環境整備点検を「本件環境整備点検」という。）を行った。この際、同店の従業員であるE及びFが点検に立ち会った。

当時のB店前の歩道上には、店舗を背にして右側に判示の植樹帯（以下「右側の植樹帯」という。）があり、そこには、高木であるアキニレ1本（以下「本件アキニレ」という。）と、低木であるオオムラサキツツジ6本（以下、6本を合わせて「本件ツツジ」という。）が植栽されていた。

(3) 令和4年9月26日、当時B店の店長であったCは、本件ツツジの所有者である川崎市に対し、店舗前の植樹帯、特に右側の植樹帯に植栽されていた木の剪定の可否について問い合わせた。

(4) 被告人は、令和4年10月11日午後4時31分頃、Cに対し、低木が植栽されていない植樹帯の写真2枚と共に、「歩道はこのイメージで！」とのLINEメッセージを送信した。

これに対し、Cは、同日午後5時6分頃、「承知致しました！市に確認し、できる限りやります！」と返信したところ、被告人は、同時刻頃に、「市に相談とかじゃなくて自分で動いてください」「除草剤を巻（ママ）いたりせず雑草はまず自分の手でやってください」とのメッセージを送信し、次いでその約1分後、「上はイメージ 今の状態の写真を直ぐに撮って送ってください」との、更にその約11分後、「画像はまだですか？他の拠点は即対応してくれますが？」とのメッセージを送信した。

これに応じて、Cが、本件ツツジ等が写っている右側の植樹帯の写真2枚と共に、「明日中に入出口見やすくなるよう写真部分なくします。」とのメッセージを送信したところ、被告人は、「相談とかの話じゃ無いので自主性持ってやってくださ

い」などと返信した。

(5) Cは、(4)の被告人のLINEメッセージについて、本件ツツジの切断を指示するものだと理解して、令和4年10月12日、当時B店の従業員であったDに対して本件ツツジを切断するように指示し、Dが判示の日時・場所において本件ツツジを切断した。

(6) Cは、令和4年10月12日午後2時10分頃、本件ツツジを根本から切断した後の右側の植樹帯の写真と共に、「低い木はすべて切りました。毎日の環境整備で落ち葉も無いよう徹底致します！」とのLINEメッセージを送信し、これに対し、被告人は、その約4、5分後に、前記写真の右側の植樹帯等を赤い線で囲む加工を施した写真と共に、「コケは削って無くしてください！」と返信し、Cは「承知致しました！」と返信した。

Cは、同日午後4時15分頃、B店の従業員がこけを削り取った後の右側の植樹帯の写真と共に、「雨のため再度明日細かい部分環境整備致します！」とのLINEメッセージを送信し、その約31分後、被告人は、「了解です！」「毎日、時間を決めてその時間は徹底的にお願いします！」と返信した。

## 2 争点に関する判断

(1) 上記の事実関係を前提に、被告人に、本件ツツジの切断についての故意及び共謀が認められるか否かを検討する。

1(4)のとおり、被告人は、令和4年10月11日、低木が一切植栽されていない植樹帯の写真2枚と共に、「歩道はこのイメージで！」などとLINEメッセージを送信しているところ、これらのメッセージは、受け手において、被告人から送信された2枚の写真と同様に、右側の植樹帯を低木が植栽されていない状態にするよう指示を受けたと理解するのが自然なものであり、Cの「明日中に入入り口見やすくなるよう写真部分なくします。」との返信についても、Cが前記のとおり理解したことを前提としたメッセージだと受け取るのが自然だと言える。しかし、被告人は、Cの前記返信を閲読していながら、Cの理解を訂正し、あるいは、Cの前記返

信の趣旨を確認する内容のメッセージを送信するなどしていない。

加えて、1(6)のとおり、Cは、その翌日である令和4年10月12日、被告人に対し、「低い木はすべて切りました。」との、一読すれば木を切断したことが容易に理解できるメッセージを送信し、併せて、植栽されていた本件ツツジが全て根元から切断された状態の右側の植樹帯の写真を送信しており、被告人は、これらのメッセージを閲読した上で、同写真に加工まで施してCに対し送信している。更に、Cは、被告人の指示に従ってこけを削り取った後の右側の植樹帯の写真を再度送信し、その約31分後には、被告人は同写真を閲覧し、「了解です！」などと返信している。そして、これらのやり取りが行われた際、被告人は、Cらが本件ツツジを切断したことが被告人の想定していなかった事態であることをうかがわせるようなメッセージを送信するなどしていない。

以上のLINEメッセージ、とりわけ、本件犯行後の被告人及びCのやり取りからすれば、1(4)で述べたように、被告人が、本件犯行に先立って「歩道はこのイメージで！」とのLINEメッセージと共に2枚の写真を送信した行為は、Cに対して本件ツツジを切断するよう指示する行為であって、この時点で、被告人が、本件ツツジの切断について故意を有しており、共犯者らとの間でその旨の共謀が成立したことが強く推認される。

(2)ア 公判廷において、Eは、要旨以下のとおり供述している。

令和4年9月21日の本件環境整備点検にはEとFが立ち会った。店舗外での点検中に、被告人は、右側の植樹帯の本件アキニレの近くに立っていた際、本件アキニレと本件ツツジの方を指差しながら、被告人の側にいたEとFに対して、「見えにくいな。」「邪魔だな。」などと言った。これに対し、EとFは、「承知いたしました。」と返事をした。本件環境整備点検終了後、Cに電話をかけた際やその後Cが出社した際に、前記の被告人の発言について伝え、本件アキニレや本件ツツジについて、被告人の指摘を受けて何をしなければいけないのかということについて話をした。

イ 公判廷において、Fは、要旨以下のとおり供述している。

本件環境整備点検にはFとEが立ち会った。店舗外で点検をしている際、本件アキニレの近くに立っていた被告人が、手で右側の植樹帯に植栽された木全体を指して、側にいたFとEに対し、本件ツツジについて、「不格好だし切ってしまったほうがいいよね。」と言った。また、被告人は、右側の植樹帯の木に関して、「見えにくいな。」「邪魔だな。」とも言った。これらについては、Eが店長のCに対して報告をしているはずである。

ウ E及びFの供述は、本件環境整備点検の5日後である令和4年9月26日に、Cが、川崎市役所に電話をかけ、店舗前の植樹帯、特に右側の植樹帯の低木及び高木を剪定できるか否か教えてほしい旨伝えた事実（1(3)）と整合しており、また、両者の供述は、被告人が、右側の植樹帯の方を手で指し、「見えにくいな。」「邪魔だな。」などと述べたという点で整合し、相互に信用性を高め合っている。両者の供述について、殊更に虚偽を述べていると疑うべき事情もうかがわれない。

以上によれば、被告人が、本件環境整備点検の際に、右側の植樹帯に植栽されていた木の方を手で指し、「見えにくいな。」「邪魔だな。」などと述べた旨のE及びFの供述は信用でき、被告人が前記発言をした事実が認められる。

エ これに対し、被告人は、「見えにくいな。」などとは述べておらず、本件アキニレの木の枝を避けようとした自転車が自分にぶつかりそうになったので、本件アキニレの木の枝のはみ出している部分を指して「邪魔だな。」と述べた旨供述する。

しかし、被告人の前記の供述は、E及びFが一致して供述する「見えにくいな。」との発言を説明できるものではなく、また、被告人が述べるような状況、趣旨で「邪魔だな。」との発言がなされたのに、E及びFが揃って各供述のとおり思い違いをするということも考え難い。被告人の供述は、E及びFの供述の信用性に影響を及ぼすものではない。

また、弁護人は、被告人が、本件環境整備点検についての評価や指示内容を記入

した環境整備点検票に右側の植樹帯に植栽されていた木に関する記載がないことを指摘する。

しかしながら、被告人自身も口頭で指摘した事項の全てを環境整備点検票に記入するわけではないと述べており、また、本件環境整備点検票の記載ぶりを見ても、相当程度の時間に及んで実施された本件環境整備点検における全ての口頭の指示が記載されているとは考え難い。この点に関しては、Eにおいて、本件環境整備点検時に、被告人から木をどうするかについて具体的な指示はなかったと述べているところでもある。弁護人の指摘は、前記の供述の信用性に疑いを抱かせるものとは言えない。

更に、弁護人は、E及びFの供述が変遷しており信用性が認められないとも主張するが、弁護人が指摘する点はいずれも些細な事柄に関しての指摘か、あるいは単なる表現ぶりの変化を指摘するものというほかないものであり、被告人が、右側の植樹帯の木の方を手で指し、「見えにくいな。」「邪魔だな。」などと述べたという両者の供述の核心部分はいずれも一貫していることからみて、弁護人の主張は採用できない。

オ そうすると、被告人の前記発言からすれば、Cに対して1(4)のLINEメッセージを送信する20日前の段階で、被告人は、右側の植樹帯の木が邪魔であるとの考えを有しており、また、それをあえてB店の従業員に伝えていたのであるから、被告人が前記の発言をした事実は、1(4)記載の「歩道はこのイメージで！」という文言と共に写真2枚をCに対して送信したLINEメッセージが、Cに対して本件ツツジを切断するよう指示するものであるとの推認を支えたと評価できる。

(3) 公判廷において、被告人は、CとのLINEの内容に関して、要旨以下のとおり供述している。

令和4年10月11日に、Cに対し、「歩道はこのイメージで！」とのLINEメッセージと共に送信した2枚の写真は、左側の写真がこけが残っている整備前の状態の写真、右側の写真がこけを取って土をほぐした整備後の状態の写真であり、

いわゆるビフォーアフターのつもりで送信したので、右側の植樹帯についてこけや雑草を取り除き、土をほぐしてほしい旨指示する趣旨のものだった。翌日Cから送られてきた画像については、こけがまだ残っているということに目が行き、「低い木はすべて切りました。」とのメッセージや、Cから送られてきた画像において、右側の植樹帯の本件ツツジが全て無くなっていることには目が行かなかった。事件当時は、業務の関係で平日でも500～600枚の写真が送られてきており、また、平日でも大体7000～8000、週末には2万件を超えるメッセージが送られてきていたので、それらに既読をつけることで一生懸命になっており、多忙だったこともあって、確認を怠ってしまった。

(4) しかし、本件ツツジ等が植栽されている右側の植樹帯のこけや雑草を取り除き、土をほぐしてほしいという趣旨で、その旨を明示的に説明せず、一切低木が生えていない植樹帯の写真を送信するというのは不自然であるし、仮に被告人が述べるように多量のメッセージや写真が送られてきていたとしても、被告人は、1(4)のとおり、CのLINEメッセージに即座に返信し、短時間返信がないだけで返事を催促するなどしており、また、1(6)のとおり、本件ツツジが全て切断された後の右側の植樹帯の写真について自ら加工を施すなどしているのであって、本件に関するCとのやり取りについては、相当高い関心を有し、注意を払っていたことが明らかである。そして、このやり取りの中で、Cから「市に確認し、できる限りやります!」「出入口見やすくなるように写真部分なくします。」という本件ツツジを切断することを示す内容のメッセージを受信し、さらには「低い木はすべて切りました。」とその事実を明確に伝えられているにもかかわらず、これらのやり取りの間Cが本件ツツジを切断しようとしており、それが切断された事実気付かなかったというのはおよそ考え難く、被告人の前記供述は不合理なものとして排斥できる。

(5) 弁護人は、被告人がCに対し、「歩道はこのイメージで!」とのLINEメッセージと共に送信した2枚の写真について、左側の画像にこけが多く存在している一方、右側の画像はこけが非常に少なく、土がほぐれた状態になっており、この

ような2枚の写真をわざわざ多数の写真から選別して送信したことからすれば、被告人が述べるようにビフォーアフターの趣旨であったことが明らかであり、また、仮に本件ツツジの切断を指示するのであれば、端的にその旨伝えれば済むなどと主張する。

しかし、前記の2枚の写真は、その画像に写っているマンホールの位置などからして、同じ場所を写した2枚の写真であると認識されるようなものではない上、こけや土の状態についてのビフォーアフターの趣旨である旨の明示的な説明がなされていない中で、受け手において、画像を見てこけの有無や土のほぐれ方に着目し、その点において2枚の写真に差異があると理解するような写真であるとは考え難く、2枚の写真がビフォーアフターの趣旨であることが明らかであるなどとは到底言えないし、かえって、これらの写真は、その時点における右側の植樹帯とは異なって低木が一切写っていないことを、受け手に着目させるものとみるのが自然な写真と言える。この点についての弁護人の主張は採用できない。

また、弁護人は、被告人に本件犯行に及ぶ動機がないことが明らかである旨主張するが、環境整備推進委員という立場にあった被告人が、何らかの理由で、B店前歩道の植樹帯に植栽された本件ツツジの切断が同店の店舗環境を向上させると思考することはあり得るところであって、動機がないことが明らかであるとは言えないし、そもそも、前述のとおり、被告人のCに対するLINEメッセージや本件環境整備点検の際の被告人の発言からすれば、被告人がCに対して本件ツツジの切断を指示したことは明白であり、この点に関する弁護人の主張を踏まえても上記の推認に合理的な疑いを抱かせるものではない。

その他弁護人が種々主張する点についても、上記の推認を妨げるものではない。

### 第3 結論

以上のとおり、被告人の供述及び弁護人の主張は、いずれも上記の推認に合理的な疑いを生じさせるものではないので、被告人が、本件ツツジの切断について故意を有しており、共犯者らとの間でこの点につき意思連絡をしていた事実が認められ

る。そして、被告人の役職や担当業務に照らし被告人の意向に背くことが容易ではなかった共犯者らに指示を与えたもので、被告人について正犯意思も認められる。以上によれば、共謀についても認定できる。

【法令の適用 省略】

(量刑の理由)

被告人等による犯行は、公共の財産である、植樹帯に植栽されていた植木を根元から切断するという大胆なものであって、生じた損害も軽くなく、犯行を主導した被告人の刑事責任は軽視できない。

他方、元勤務先会社が原状回復費用の全額を負担していること、被告人に反省の態度こそ見受けられないものの前科はないことなど被告人に有利な事情も認められる。そこで、共犯者間の処分の均衡等も併せ考慮して、主文のとおり量刑した。

(求刑 罰金30万円)

令和8年1月27日

横浜地方裁判所第1刑事部

裁判長裁判官 安 永 健 次

裁判官 内 藤 尚 子

裁判官 関 口 遼 介